

民事訴訟の最終ご確認をお願いします

訴訟対象者記号 (の)075 号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続の一部不明箇所がございましたため、当センターより内容のご確認の旨で送付させて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の**最終確認通知**と致します。

【訴状内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し商品契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により**財産の差押え執行**を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとの申立て。

当センターでは原告と貴殿との平等性を保つための相談をさせて頂いております。また内容に関してのお問い合わせはプライバシー保護のため**ご本人様のみのお受けのみとなります**。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします**。

【異議申立手続き最終期日】 **通知到達日より5日**

法務省管理局 訴訟管理総合センター 訴訟相談窓口

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 2-6-13

受付時間 平日 9:00~15:00

ご相談ダイヤル 03-4511-8795

民事訴訟の最終ご確認をお願いします

訴訟対象者記号 (か)055 号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続の一部不明箇所がございましたため、当センターより内容のご確認の旨で送付させて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の**最終確認通知**と致します。

【訴状内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し商品契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により**財産の差押え執行**を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとの申立て。

当センターでは原告と貴殿との平等性を保つための相談をさせて頂いております。また内容に関してのお問い合わせはプライバシー保護のため**ご本人様のみのお受けのみとなります**。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします**。

【異議申立手続き最終期日】 **通知到達日より5日**

法務省管理局 国民訴訟保護センター 訴訟相談窓口

〒157-0066 東京都世田谷区成城 4-15-3

受付時間 平日 9:00~15:00

ご相談ダイヤル 03-4426-6138